

## 富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

(平成6年11月25日付け流経第638号農林水産部長通知)

### 第1 趣 旨

この要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対する農業経営改善促進資金（「スーパーS資金」と略称する。）の融通に必要な事項について、国要綱第8条の1の規定に基づき定めるものとする。

### 第2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 1 本資金

国要綱第4に規定する農業経営改善促進資金をいう。

#### 2 農業経営改善計画

次に掲げるものをいう。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画

イ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画

ウ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

#### 3 推進会議

特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村ごとに設置される特別融資制度推進会議をいう。

### 第3 資金の内容等

#### 1 貸付対象者

(1) 本資金の貸付対象者は、次の要件を満たす農業者とする。

ア 認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であること。

イ 簿記記帳を行っているか又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること。

ウ 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。

エ ウの具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。

オ 農業経営改善計画又は第4の1の資金利用申込書兼借入申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

(2) 本資金の貸付対象者の適格審査は、推進会議において行うものとする。

## 2 資金使途

本資金の資金使途は、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般とし、概ね次に掲げる例示のとおりとする。

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替を除く。）は含まないものとする。

(1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費

(2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費

(3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費

(4) 営農用施設・機械の修繕費

(5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料

(6) 生産技術、経営管理技術の修得費

(7) 市場開拓費、販売促進費等

## 3 貸付方式等

本資金の貸付けは次によるものとする。

(1) 貸付方式 極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付とする。

(2) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、農業経営改善計画期間（計画の開始時期から計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

## 4 極度額

### (1) 極度額の上限

本資金の極度額の上限は、次に掲げる金額とする。

ただし、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。）において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあつては、推進会議が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産経営又は施設園芸経営を含む経営	2,000万円
法人	一般経営	2,000万円
	畜産経営又は施設園芸経営を含む経営	8,000万円

### (2) 極度額の設定

極度額は、農業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

### (3) 極度額の見直し

融資機関は認定農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、変更することができるも

のとする。

#### 5 貸付利率

(1) 本資金は、変動金利制とし、その貸付利率は国要綱第4の5の(4)に規定する農林水産省経営局長から通知される貸付利率以下とする。ただし、借入希望者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5パーセントの範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。

(2) 貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高(当座貸越の場合に限る。)及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

#### 6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

#### 7 農業経営改善計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の農業経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、すべて農業経営改善計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、農業経営改善計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が定めた期間内に返済するものとする。

### 第4 借入手続

1 借入希望者は、資金利用申込書兼借入申込書(国要綱様式第1号)に農業経営改善計画書及び同認定書(写し)を添付し、融資機関に提出する。

借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。

2 推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関(借入申込案件が富山県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあつては、融資機関及び基金協会)に委任するものとする。

3 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査(農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。

4 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に關係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。

## 第5 農業経営改善促進資金融通事業の実施

### 1 貸付目標額の設定

#### (1) 貸付予定目標額の策定・協議

ア 融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、毎年度、翌年度の融資機関貸付予定目標額（見込年間平均残高）を策定し、様式第1号により、当該年度の12月末日までに県に報告するものとする。

イ 県は、融資機関から提出された融資機関貸付予定目標額、低利預託基金の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として関係機関と協議して、毎年度、県貸付予定目標額を作成し、これを国と協議するものとする。

#### (2) 融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額

県は、国が(1)のイの貸付目標額協議に基づいて定める県の貸付目標額の内示を受け、2の(4)のアの預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知する。

### 2 低利預託基金の造成・預託等

(1) 基金協会は、県の指示に従って認定農業者の貸付目標額の6分の1に相当する額を民間金融機関から借入れ、本資金の融資機関に預託するための資金(以下「県低利預託基金」という。)を造成するものとする。

(2) 基金協会による(1)の借入れは、次に従い、行うものとする。

ア 借入期間 1年以内(原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)

イ 借入利率 別に定める県の利子助成率の範囲内

ウ 借入れの契約の締結は、透明性、公平性、競争性を確保するため、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付して行わなければならない。

(イ) 一般競争入札に加わろうとする者に必要な資格及び(ア)の広告の方法その他一般競争入札について必要な事項は、基金協会が定めるものとし、基金協会は入札参加者の確保に必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 一般競争入札に付しても入札者がいないとき、落札者が契約を結ばないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の一般競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(エ) 一般競争入札に付する場合においては、イの借入利率の範囲内で最低の利率をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(オ) 随意契約によろうとするときは、なるべく2以上の民間金融機関から見積書を徴収しなければならない。

(3) 基金協会は、県低利預託基金を県の指示に従って融資機関に預託する。

(4) (3)の融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は県と協議して基金協会が定めるものとする。

- ア 預託額 融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額
- イ 預託利率 年1パーセント

ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当該利率

## 第6 融資機関による貸付け

- 1 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。
  - ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
  - イ 農林中央金庫
  - ウ 銀行
  - エ 信用金庫
  - オ 信用協同組合
- 2 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ様式第2号により県にその旨を届けるとともに、基金協会との間において資金供給に関する基本契約を締結するものとする。
- 3 融資機関は、第3に規定するところに従い本資金を貸し付ける。

## 第7 資金貸付け等の適正化について

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、推進会議の承諾のほか、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
- 2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
  - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
  - (2) 借入れ希望者に本資金は農業経営に関係のない資金（生活資金）には使用できないことを周知させるとともに、貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の用途を確認し得る方法を活用すること。
- 3 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。
- 4 県は、融資機関に対して、本資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

なお、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

## 第8 報 告

### 1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」を国要綱様式第3号により作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

### 2 低利預託基金預託等状況報告

基金協会は、1で定める報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」を国要綱様式第4号により作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに県に提出するものとする。

## 第9 農業経営改善促進資金利子助成交付事業

県は、第5の2の(1)及び(2)の規定により、基金協会が民間金融機関から借入金を借入れたときは、別に定めるところにより、当該借入金に係る利息相当額について、毎年度予算の範囲内において利子助成金を交付するものとする。

## 第10 その他

1 融資機関、その他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第4の2及び推進会議の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（国要綱様式第1号の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱第8の1に規定する農業経営改善促進資金貸付状況報告書及び2に規定する低利預託基金預託等状況報告については、平成23年7月から8月を第2四半期として提出するものとし、改正後の第8の1に規定する農業経営改善促進資金貸付状況報告書及び2に規定する低利預託基金預託等状況報告については、

平成 23 年 9 月を第 1 半期、平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月を第 2 半期として提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 の 1 に掲げる規定の改正の部分については、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5関係）

番 号  
年 月 日

富山県知事 殿

融資機関名  
代表者名

年度農業経営改善促進資金の貸付予定目標額について

年度における農業経営改善促進資金の認定農業者の貸付予定目標額について、富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年11月25日付け流経第638号農林水産部長通知）第5の1の（1）のアの規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

貸付予定目標額（見込年間平均残高） 千円

（参考）見込年間平均残高の積算根拠

（単位：千円、人）

	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月末 見込残高												
貸付予定 農業者数												
極度額の 合計額												

注：貸付予定農業者数及び極度額の合計額は、それぞれ各月末の見込みを記入。

様式第2号（第6関係）

番 号  
年 月 日

富山県知事 殿

融資機関名  
代表者名

農業経営改善促進資金融通事業の取扱いに係る届け出について

農業経営改善促進資金融通事業の取扱いについて、富山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年11月25日付け流経第638号農林水産部長通知）第6の2の規定に基づき、届け出します。